

法人向け定期保険等のご検討に際して ご留意いただきたいこと



払込保険料が損金算入される定期保険等の加入にあたっては、以下の点を確認のうえでお申し込みください。

税務のお取り扱い等については、2019年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、契約概要や商品パンフレット等に記載している内容・数値（実質返戻率）等は将来にわたって保証されるものではありません。

1

法人向け定期保険等は、被保険者に万一のことがあった場合、死亡保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、**「死亡保障」等を目的とした保険商品です。**

2

例えば、「支払保険料の損金算入による法人税額の圧縮」および「短期の中途解約」のみを目的とすること加入等、**「保険本来の趣旨を逸脱するようなご加入はおすすめしていません。」**

3

解約返戻金の受取時には、各種課税の対象となります。

また、以下の点にご留意ください。

① 支払保険料を損金算入することにより課税額が圧縮されますが、一方で解約時には、解約返戻金の受け取りにより生じる益金（資産計上額との差額分）がある場合は課税対象となります。

② 解約返戻金の受取時の企業の経営状況等によっては、契約時より想定以上の課税額が生じることがあります。

③ 法人の決算状況により、実質返戻率*は低下することがあります。

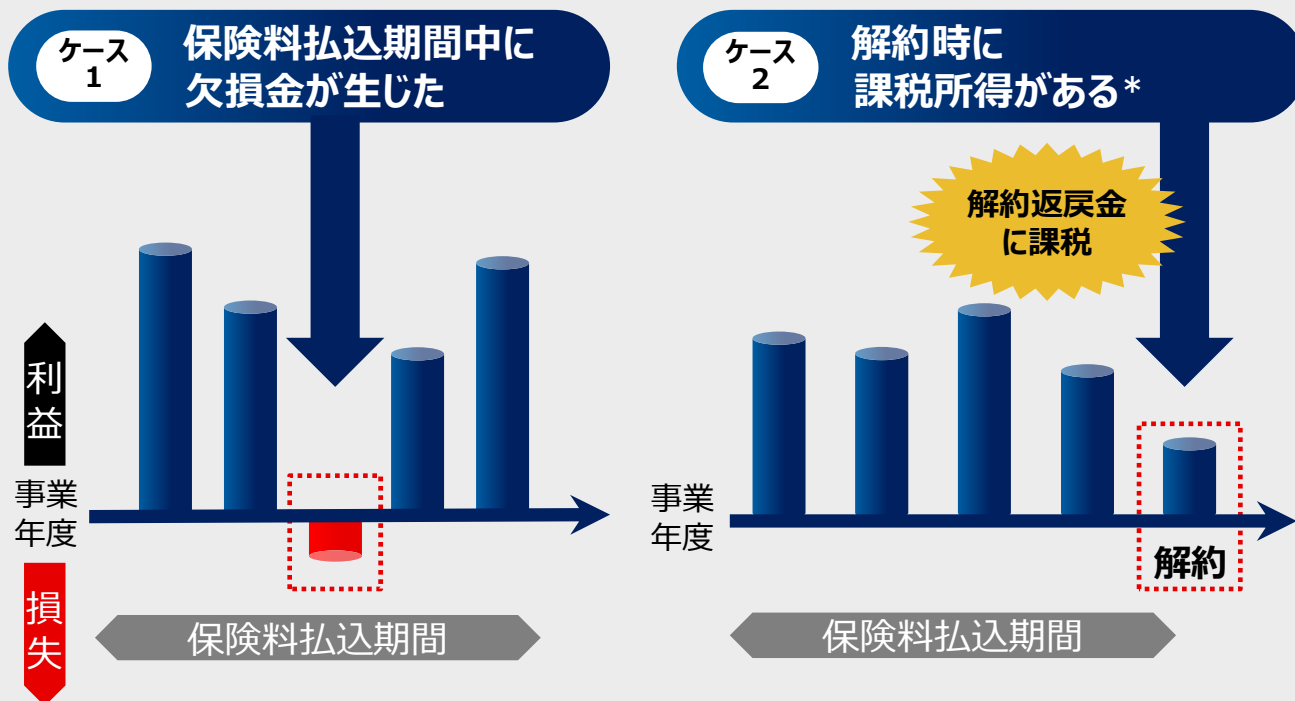
実質返戻率は、毎年保険料の損金算入額相当の益金があり、一方で解約時には、解約返戻金の受け取りにより生じる益金を上回る損失があることを前提とした数値となりますので、ご注意ください。

※裏面に想定した税効果が得られない例を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

* 契約概要や商品パンフレット等に記載している実質返戻率は、以下のとおり計算しております。

実質返戻率：解約返戻金 ÷ (払込保険料累計 - 損金算入額累計 × 法人税等実効税率)

想定した税効果が得られない例



* 解約返戻金の受け取りにより生じる益金を上回る損失（役員退職慰労金等の費用）がない場合

- この資料はあくまで参考情報としてご利用ください。
- くわしいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり／約款」等を必ずご確認ください。
- 個別の税務のお取り扱いにつきましては、税理士や所轄の税務署等にお問い合わせください。
- マニライフ生命の法人向け定期保険等は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- マニライフ生命の担当者および募集代理店（生命保険募集人）は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが生命保険募集人の権限等に関して確認を希望される際には、ご遠慮なく下記のマニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

[引受保険会社]

マニライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
ホームページ：www.manulife.co.jp

マニライフ生命コールセンター ☎ 0120-063-730
受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）